

第5章 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1節 循環型社会形成の推進

21世紀を迎えた現在、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の在り方に根ざした天然資源の枯渇、廃棄物の増大、不法投棄や有害物質の発生など、深刻な社会経済問題が生じている。さらに、地球温暖化対策のための温室効果ガス削減への取組が求められており、また、最終処分場の残余容量ひっ迫や天然資源の消費抑制への対応を図るため、循環型社会の形成が急務とされている。

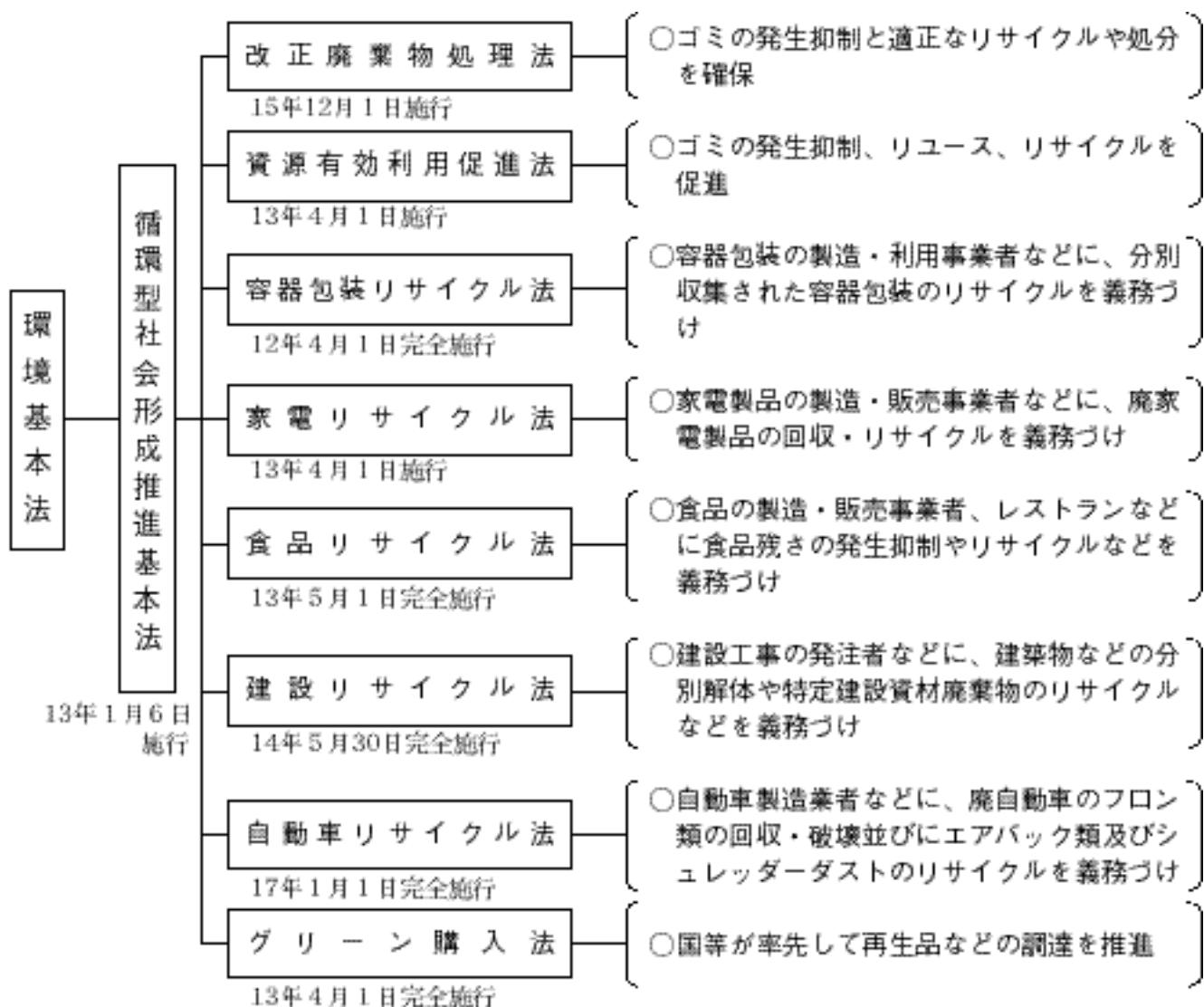
1 推進体制の整備

国では、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のいわゆる3R対策を基本理念とする循環型社会の形成を、今後の廃棄物・リサイクル対策の基本的方向と位置付け、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」など、リサイクル関連法を整備した。（図2-5-1）

これを受け、県においても循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、各部局が一体となった栃木県循環型社会推進本部を12年度に設置した。

また、循環型社会の形成に向け広く県民の声を反映させるため、学識経験者・消費者・事業者等で構成する循環型社会推進懇談会を13年7月に設置した。

図2-5-1 循環型社会形成推進基本法等の整備



2 循環型社会形成推進施策の実施

本県における循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、循環型社会形成の基本原則、役割分担、具体的な施策などを明示した「栃木県循環型社会推進指針」を15年3月に策定した。

また、同指針で示した「とちぎの地域循環モデル」の構築促進と、本県における循環型社会の早期実現を目的とした、地域循環モデル構築事業を15年8月に創設した。

○地域循環モデル構築事業費補助金

補助限度額 1,500千円

補 助 率 1/2以内

15年度は2協議会に対して補助を行った。

3 バイオマス総合利活用マスタープランの作成

栃木県におけるバイオマスの利活用を総合的に推進するため、バイオマス利活用の現状把握、利用計画及び地域循環システムの構築等について明らかにしたマスタープランを作成する。

このため、15年度は県内のバイオマスの賦存量及び利用状況等について調査検討を実施した。

16年度は、地域循環システムのモデルを検討し、マスタープランを作成することとしている。

4 リサイクル関連法への取組

(1) 家庭系パソコンリサイクルへの取組

「資源有効利用促進法」に基づく家庭系パソコンの回収・リサイクルが15年10月から実施されるにあたり、法の適正な執行を図るため、説明会を開催した。

○説明会の開催

対象：市町村、一部事務組合

内容：家庭系パソコンリサイクルシステムの概要

(2) 容器包装リサイクル分別収集への取組

容器包装廃棄物の分別収集を計画的に推進するために、普及啓発等の事業を実施する市町村に対して補助を実施した。

○容器包装リサイクル促進事業

補助基準額 3,000千円

補 助 率 1/2

15年度は10市町に対して補助を行った。

(3) 家電リサイクルへの取組

対象機器となる廃家電品の適切な排出を図るため、促進事業を実施する市町村に対して補助を実施した。

○家電リサイクル促進事業

補助基準額 3,000千円

補 助 率 1/2

15年度は16市町に対して補助を行った。

(4) 食品リサイクルへの取組

食品リサイクルに関わる施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、食品リサイクル部会を開催し、県内の取組状況について検討を行った。

第1回 食品リサイクルに関する関係各課・場所の取組状況についての情報交換・検討会

第2回 県内の有機物循環施設の事例調査・検討会

(5) 建設リサイクルへの取組

建設副産物のリサイクル状況は、建設発生土で71%、建設廃棄物全体で95%となっており、より一層の建設リサイクル推進のための重点的取組として、建設発生土に関しては、国土交通省策定「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」の施策に基づく公共工事土量調査の実施

及び「建設副産物の管理基準（案）」の改定、また建設発生木材に関しては「栃木県木質系再生資材利用基準」の策定を行った。

法の適正な執行を図るため、普及啓発活動及び対象工事現場のパトロールを継続実施した。

ア 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」における具体的施策の実施

○実態把握及び工事間利用促進を図るため、公共工事土量調査を実施

○指定処分の徹底を図るため、「建設副産物の管理基準（案）」を改定

イ 再生利用（マテリアルリサイクル）の低迷する建設発生木材の利用方策の検討

○県事業における建設発生木材リサイクル製品の率先利用を図るため、「栃木県木質系再生資材利用基準」を策定

ウ 普及啓発活動の継続実施

○建設リサイクル法の周知徹底を図るため、各種啓発活動（県広報掲載、テレビCM、リーフレット配布、講習会等）を実施

エ 現場パトロールの実施

○届出工事現場における分別解体の指導

○未届工事の監視

(6) 自動車リサイクルへの取組

「自動車リサイクル法」の完全施行（17年1月）にあたり、法の適正な執行を図るため、既存解体業者の現地調査や各種説明会、普及啓発活動を実施した。

また、16年7月から解体業、破碎業の許可制度が開始されることから、事業者が許可申請手続きを円滑に進められるよう、事前協議制度を定めた「栃木県使用済自動車等の解体業及び破碎業に関する指導要綱」を策定した。

ア 解体業者現地調査の実施

対象：宇都宮市を除く県内の既存の解体業者

内容：自動車リサイクル法の概要説明、解体作業場等施設の現況確認等

イ 説明会の実施

対象：自動車整備業者、自動車販売業者、解体業者

内容：自動車リサイクル法の概要、指導要綱の概要及び事前協議の手続方法

ウ 普及啓発活動の実施

法制度を周知するためのテレビCM放映

(7) エコスラグの有効利用促進への取組

溶融スラグ有効利用促進部会を開催し、一般廃棄物及び下水汚泥から製造する溶融スラグ（エコスラグ）の有効利用を促進するための方策を検討した。

○溶融スラグ有効利用促進部会の開催

第1～3回 溶融スラグ有効利用促進のための検討

第2節 廃棄物・リサイクルの状況

1 一般廃棄物

一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村の固有事務となっている。

一般廃棄物は、家庭から排出されたごみ及びし尿が主体であり、収集されたごみ及びし尿の大部分は、市町村又は一部事務組合（以下「市町村等」という。）の処理施設で衛生的に処理されている。

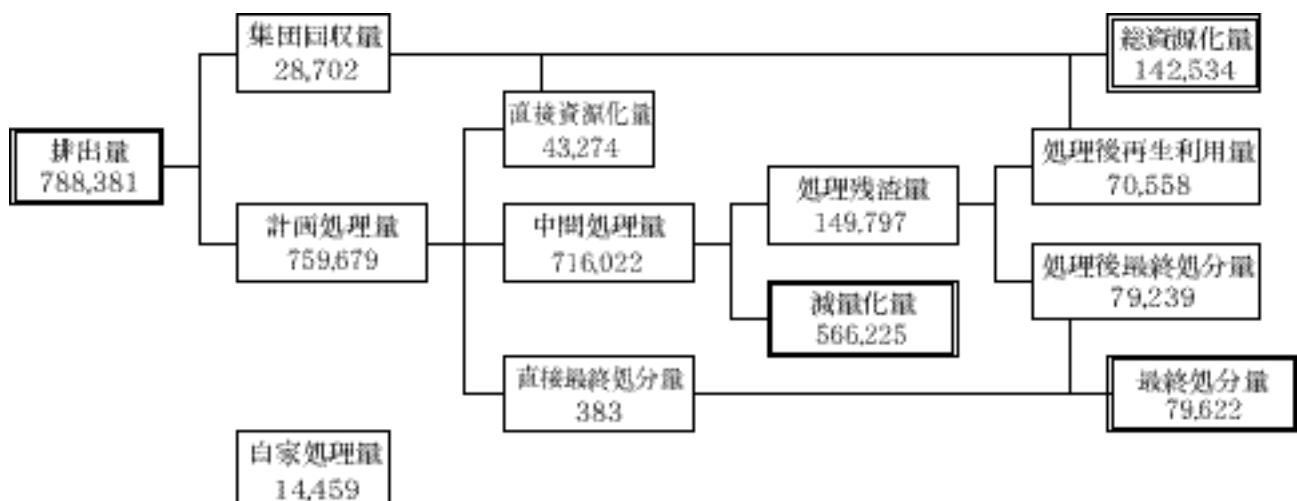
14年度末におけるこれらの処理能力は、ごみ処理施設にあっては2,743t/日であり、し尿処理施設にあっては1,917kL/日である。

(1) ごみ処理

ごみの総排出量は、年間約78万8千tにのぼり、集団回収された約2万9千tを除く約75万9千tが市町村等により処理されている。（図2-5-2）

図2-5-2 ごみ処理のフロー（14年度）

（単位：t）



市町村等がごみ処理に要した年間の経費は、総額約385億円で、その内訳は、建設・改良費が約172億円（44.8%）であり、処理及び維持管理費は約204億円（53.0%）となっている。

(2) 資源化・最終処分の状況

ごみの排出量788,381tのうち資源化された量は、市民団体等による回収で市町村が関与している集団回収が28,702t、市町村等から再生業者等へ直接搬入された直接資源化が43,274t、市町村等の中間処理施設における資源化が70,558tの合計年間142,534tであった。資源化されたものの大半は紙類、金属類、ガラス類で、全体の約9割を占める。

なお、排出量に占める資源化量の割合（再生利用率）は18.1%で、ここ数年頭打ちの状況にある。

最終処分量は79,622tで、排出量に占める割合（最終処分率）は10.1%で、この割合は年々減少している。（表2-5-1）

「容器包装リサイクル法」に基づく分別収集は、分別対象品目の差はあるものの県内全市町村で実施されており、45,602tが分別収集された。その他ガラス製容器、その他紙製容器、ペットボトルが増加傾向にあり、また、14年度は2市町でその他プラスチック製容器包装の分別収集が始まった。（表2-5-2）

表2－5－1 資源化・最終処分の状況

(単位:t)

年 度	10	11	12	13	14
総排出量	725,987	731,053	757,362	771,078	788,381
直接資源化量	—	39,599	40,020	39,444	43,274
中間処理後再生利用量	103,318	63,935	69,323	70,324	70,558
集団回収量	30,576	27,885	29,100	30,485	28,702
(18.4%)	(18.0%)	(18.3%)	(18.2%)	(18.1%)	
総資源化量(率)	133,894	131,419	138,443	140,253	142,534
(12.1%)	(11.7%)	(11.5%)	(10.7%)	(10.1%)	
最終処分量(率)	87,808	85,490	86,989	82,541	79,622

(注) 10年度以前は、直接資源化量は中間処理後再生利用量に含まれる。

表2－5－2 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量

(単位:t)

年度	スチール 製容器	アルミ 製容器	無色 ガラス	茶色 ガラス	その他 ガラス	飲料用 紙 容器	段 ボール	その他 紙 容 器	ペット ボトル	その他 プラス チック	白 色 トレイ	合 計
10	12,624	3,585	6,582	7,598	2,340	174			1,219			34,123
11	12,187	2,968	6,162	7,867	2,486	165	/	/	1,410	/	/	33,244
12	11,651	2,553	5,895	7,125	1,874	154	9,354	69	1,797	/	9	40,482
13	10,987	2,807	4,488	6,424	2,670	215	11,665	57	3,269	/	14	42,597
14	11,310	2,739	4,393	6,362	4,022	216	12,520	100	3,694	228	17	45,602

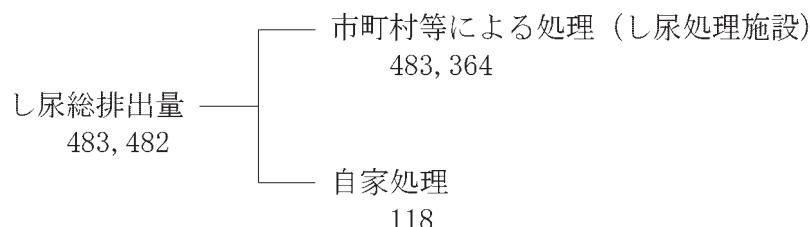
(注) 各項目ごとに四捨五入しているため、合計は内訳と一致しない。

(3) し尿処理

14年度のし尿及び浄化槽汚泥の総排出量は483,482k1であり、このうち483,364k1が市町村の設置するし尿処理施設で処理されている。(図2－5－3)

図2－5－3 し尿処理の状況(14年度)

(単位:k1)

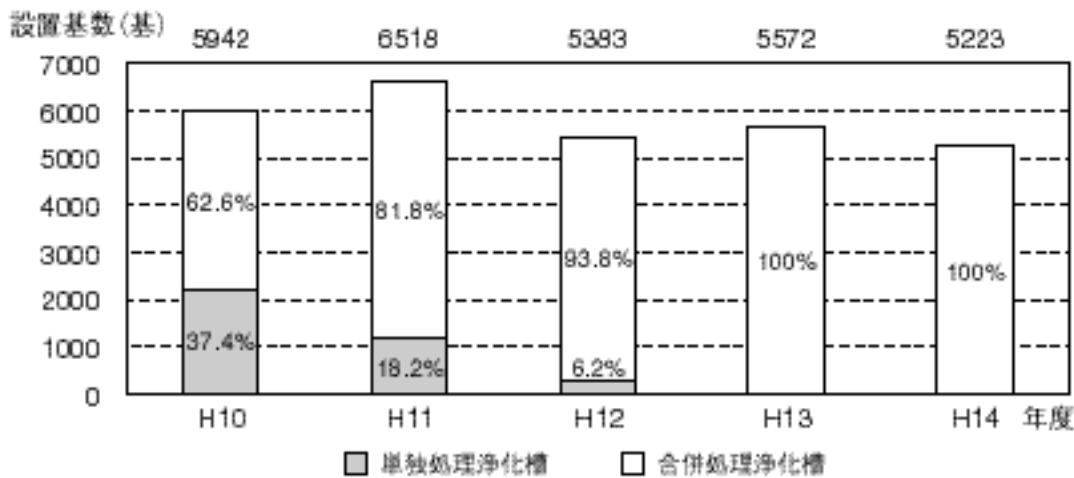


し尿処理に要した年間の経費は総額約73億円で、その内訳は、建設・改良費が約17億円(23.9%)であり、処理及び維持管理費は約53億円(72.7%)となっている。

(4) 浄化槽の設置状況

浄化槽は、毎年5～6千基が設置されているが、13年4月から、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の設置が義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽の新設ができなくなった。(図2－5－4)

図2-5-4 新設浄化槽設置状況



2 産業廃棄物

産業廃棄物は、事業活動に伴って排出される廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、汚泥、廃プラスチック類等20種類に分類されている。

産業廃棄物は、排出した事業者自ら処理することが原則であり、その処理を委託する場合には許可を有する業者に委託しなければならないこととなっている。

(1) 排出量と処理の状況

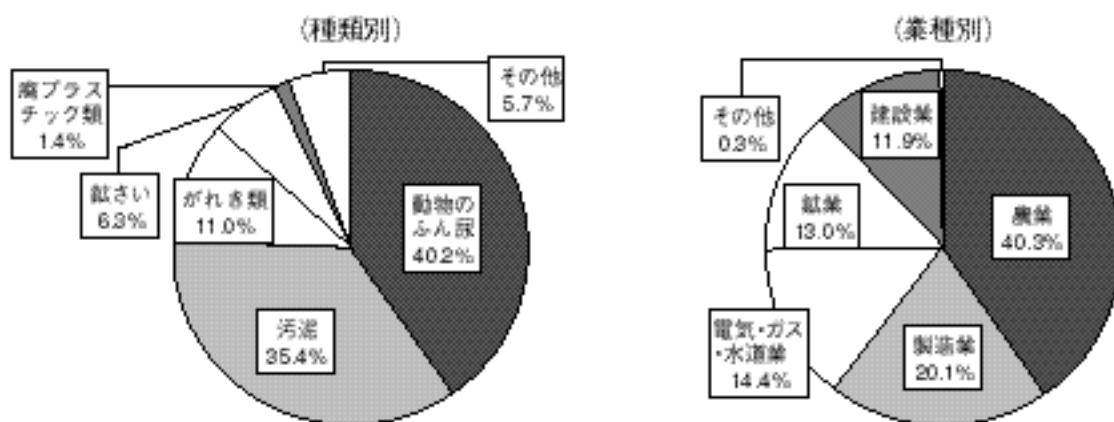
ア 排出量

1年間に産業廃棄物を1000t以上、特別管理産業廃棄物を50t以上排出する多量排出業者から徴収した実績報告等を基に推計した県内における14年度の総排出量は、約741万tである。

種類別では、動物のふん尿が約298万t (40.2%) で最も多く、次いで汚泥約263万t (35.4%)、がれき類約82万t (11.0%)、鉱さい約47万t (6.3%)、廃プラスチック類約10万t (1.4%) の順になっている。

業種別では、農業が約299万t (40.3%) で最も多く、次いで製造業約149万t (20.1%)、電気・ガス・水道業約107万t (14.4%) となっている。(図2-5-5)

図2-5-5 栃木県内から排出された産業廃棄物の推計量 (14年度)



(注) 各項目ごとに四捨五入しているため、合計は内訳と一致しない。

イ 再生利用率

品目毎の再生利用状況は、がれき類93.8%、金属くず92.1%が高い数値を示す反面、廃プラスチック類33.4%、木くず38.6%の再生利用率が低い。(表2-5-3)

農業・鉱業に係るものと除いた全体の数値は、10年度以降ほぼ同じ推移を示している。(表2-5-4)

なお、特に排出量の多い動物のふん尿については、従来から肥料(堆肥等)としての再生利用が行われてきたところであるが、一部で不適正な保管、処理が行われている。11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行されたことにより、今後、堆肥としての利用と適正処理が一層促進されるものと期待される。

ウ 最終処分率

種類別では、ほとんどが10%未満だが、廃プラスチック類28.5%、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず14.7%については高い率となっている。(表2-5-3)

全体的には、10年度以降同じ率で推移している。(表2-5-4)

表2-5-3 産業廃棄物の種類別処理状況(農業・鉱業に係るものと除く。)

種類	再生利用量		減量化量		最終処分量		(単位千トン・%)
		割合		割合		割合	
汚泥	95	5.0	1,660	86.6	161	8.4	1,916
がれき類	765	93.8	11	1.3	40	4.9	816
鉱さい	190	91.2	1	0.2	18	8.6	208
廃プラスチック類	33	33.4	38	38.1	28	28.5	99
ガラス・コンクリート及び陶磁器くず	64	77.9	6	7.5	12	14.7	82
金属くず	82	92.1	0	0.4	7	7.6	90
廃油	28	58.3	18	38.6	2	3.2	47
木くず	15	38.6	21	56.1	2	5.3	38
その他	86	53.0	61	37.6	15	9.4	163
合計	1,358	39.3	1,816	52.5	285	8.2	3,459

(注) 1 この表は、11年度の実態調査及び14年度の多量排出事業者の実績値に基づく集計である。

2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計は内訳と一致しない。

表2-5-4 産業廃棄物の年度別処理状況(農業・鉱業に係るものと除く。)

(単位千トン・%)

年度	再生利用量		減量化量		最終処分量		(単位千トン・%)
		割合		割合		割合	
10	1,330	41.5	1,591	49.5	289	9.0	3,210
11	1,314	41.1	1,601	50.1	282	8.8	3,197
12	1,298	40.0	1,662	51.2	285	8.8	3,244
13	1,311	39.2	1,753	52.5	277	8.3	3,341
14	1,358	39.3	1,816	52.5	285	8.2	3,459

(注) 1 この表は、実態調査及び多量排出事業者の実績値に基づく集計である。

2 各項目ごとに四捨五入しているため、合計は内訳と一致しない。

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

中間処理施設は437施設あり、事業者が設置しているものが134施設、処理業者が設置しているものが303施設である。事業者が設置しているのは、脱水施設98施設(6,528t/日)、焼却施設24施設(346t/日)が中心となっている。処理業者は破碎・切断施設の186施設(50,271t/日)、焼却施設の25施設(591t/日)となっている。(表2-5-5)

安定型最終処分場は、14年度末現在46施設が設置されているが、残余容量があるものは28施設である。処理業者の報告等によれば残余容量は約233万m³であり、13年度末の約226万m³より7万m³増加した。

産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理施設等の設置にあたっては、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議及び廃棄物処理施設等協議会において、技術的な審査及び関係法令の調整を行っている。

表2-5-5 中間処理施設の設置状況 (単位:t/日)

	事業者		処理業者		合計	
	設置数	処理能力	設置数	処理能力	設置数	処理能力
焼却	24	346	25	591	49	937
脱水	98	6,528	2	64	100	6,592
破碎・切断	6	1,104	186	50,271	192	51,375
その他	6	639	90	7,777	96	8,416
溶融・焼成	—	—	18	2,677	18	2,677
堆肥化	—	—	15	1,035	15	1,035
中和・圧縮等	6	639	57	4,065	63	4,704
合計	134	8,617	303	58,703	437	67,320

(注) 事業者の設置数は廃棄物処理法の許可対象施設のみの数、処理業者の設置数は、許可対象外の施設数を含む。

表2-5-6 安定型最終処分場の設置状況 (単位:千m³)

年 度	設 置 数	残余容量
10	49	1,965
11	42 (24)	1,908
12	45 (26)	1,756
13	48 (28)	2,261
14	46 (28)	2,334

(注) 11、12、13、14年度の設置数の()書きは、残余容量のある処分場の数(内数)である。

(3) 産業廃棄物処理業の許可状況

産業廃棄物の収集・運搬、中間処理(焼却、破碎等)及び最終処分(埋立)の業を行おうとする者は、知事(宇都宮市長)の許可を受けなければならないこととされている。

15年3月末現在、栃木県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者は2,831業者で、そのうち1,080業者は、県内に主たる事務所を有する業者である。(表2-5-7)

また、栃木県内で産業廃棄物中間処理業の許可を有する者は171業者、産業廃棄物最終処分業の許可を有する者は25業者である。

(4) 産業廃棄物処理業者の処理実績

産業廃棄物処理業者の14年度の処理実績は次のとおりである。

ア 産業廃棄物処分業者実績

県内の中間処理業者が処理した産業廃棄物は約354万トンである。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約229万トン、県外の事業者からの受託量が約125万トンとなっている。

県内の最終処分業者が処理した産業廃棄物は約34万トン。その内訳は、県内の事業者からの受託量が約8万トン、県外の事業者からの受託量が約26万トンとなっている(表2-5-8)。

イ 産業廃棄物収集運搬業者実績

産業廃棄物収集運搬業者によって県外から搬入された産業廃棄物は約115万トン(中間処理目的約102万トン、最終処分目的約13万トン)、一方、県内から県外に搬出された産業廃棄物は約64万トン(中間処理目的約59万トン、最終処分目的約5万トン)である。(表2-5-9)

表2-5-7 産業廃棄物処理業者の許可状況

年 度		10	11	12	13	14
産業廃棄物 収集運搬業	県 内	1,720	2,041	2,169	2,378	2,831
	県 外	555	633	878	961	1,080
		1,165	1,408	1,291	1,417	1,751
産業廃棄物 処 分 業	県	151	150	159	171	174
	宇都宮市	20	20	18	22	22
	中間処理	106	114	128	143	150
	宇都宮市	18	18	17	21	21
	最終処分	45	36	31	28	24
	宇都宮市	2	2	1	1	1
特別管理 産業廃棄物 収集運搬業		295	287	278	295	335
	県 内	53	60	62	63	65
	県 外	242	227	216	232	270
特別管理 産業廃棄物 処 分 業	県	9	8	6	5	5
	宇都宮市	—	—	—	—	—
	中間処理	9	8	6	5	5
	宇都宮市	—	—	—	—	—
	最終処分	—	—	—	—	—
	宇都宮市	—	—	—	—	—

- (注) 1 収集運搬業については、県許可業者と宇都宮市許可業者のほとんどが重複していることから、県許可業者数のみを計上した。
 2 処分業については、県許可業者と宇都宮市許可業者数を計上した。
 3 「県内」とは、主たる事務所が県内にある処理業者をいい、それ以外を「県外」という。
 ただし、10~11年度については統計処理の都合上、宇都宮市内の業者は県外に計上されている。

表2-5-8 処分業者の排出地域別処理実績 (単位:千トン・%)

	県内排出		県外排出		合 計
		割合		割合	
中間処理業者	2,295	64.8	1,249	35.2	3,544
最終処分業者	83	24.0	262	76.0	345

(注) 本表数値は産業廃棄物処理業者の実績報告に基づく。

表2-5-9 収集運搬業者の運搬地域別処理実績 (単位:千トン)

	県内→県内	県内→県外	県外→県内	合 計
中間処理目的	1,480	586	1,021	3,087
最終処分目的	52	53	129	234
合 計	1,532	639	1,150	3,321

(注) 本表数値は産業廃棄物処理業者の実績報告に基づく。

第3節 廃棄物・リサイクル対策

1 一般廃棄物

一般廃棄物の質の多様化と量の増大に対応するためには、ごみの減量化・再生利用を促進するとともに施設の整備促進及び維持管理面の指導を強化する必要があることから、次のことを重点的に指導した。

(1) ごみの減量化・リサイクルの推進

「栃木県廃棄物処理計画」に基づいて、ごみの減量化・リサイクルについての意識の高揚や直接的な行動、さらには環境づくりを総合的かつ効率的に推進していくため、15年度は、3R推進月間（10月）にマイ・バッグ・キャンペーンを展開したほか、次の事業を実施した。

○ クリーンアップフェアの開催

県民一人ひとりが地球環境問題への認識を深め、廃棄物問題をはじめ、環境の保全への幅広い理解と協力を得ることを目的として、クリーンアップフェアを開催した。

期間：15年10月25日（土）～10月26日（日）の2日間

会場：栃木県子ども総合科学館

主催：栃木県・栃木県クリーンアップフェア実行委員会

来場者：9,600人

○ ごみ減量化・リサイクル演劇開催事業

次世代を担う子供たちのごみ問題に対する意識の高揚を図るため、ごみ減量化やリサイクルをテーマにした演劇を県内で上演した。

演劇名：「未来によろしく」

巡回公演（小中学生対象）：100回 27,278人

○ ごみ減量化・リサイクル広報活動事業

テレビ・ラジオスポットCM等で県民にごみの減量化・リサイクルの推進について呼びかけた。

(2) ごみ処理の適正化の推進

ア ごみの適正処理の指導

ごみ処理施設及び最終処分場の整備について指導するとともに、適正な維持管理の推進を図った。

イ ごみ処理の広域化の推進

○ 広域化の計画の概要（栃木県廃棄物処理計画）

・広域行政圏を基礎とした10の地域ブロックを設定した。

・設定した地域ブロック内の既存施設の稼働状況や更新時期等を踏まえ、整備時期を3グループ化した。

○ 市町村等の廃棄物処理施設の広域化の推進

14年12月から22年度を目指しに施設整備を進める第2期グループの地域ブロックに対し、助言・指導を行った。

(3) 散乱ごみ対策

道路や観光地におけるごみ等の散乱は、地域の環境を損なうばかりでなく、収集・運搬の面でも廃棄物行政の大きな課題となっている。このため、関東地方知事会を構成する11都県では、昭和57年から毎年5月30日（ごみゼロの日）を中心に統一した環境美化キャンペーンを展開している。

15年度も全市町村及び関係諸団体の協力を得て、県内全域での散乱ごみの一斉収集・啓発活動及び小・中・高校生を対象としたポスター・標語の募集を実施した。（表2-5-10、表2-5-11）

- 15年度ごみの散乱防止と再資源化を進めるための標語コンテスト
最優秀作品
(小学校低学年) ごみ分別、ぼくにもできる おてつだい
(小学校高学年) ゴミ箱を 捨てて 今日から 資源箱
(中学校) 捨てないで あなたの気持ちが 街づくり

表2－5－10 5月30日（ごみゼロの日）を中心とした一斉収集・啓発の結果

一斉収集	参加者：217,609人
	回収量：225.20 t └ 空き缶 44.00 t (1,100,166本) └ その他 181.20 t
啓発資材	ポスター：2,850枚
	リーフレット：53,000枚
	持ち帰り用袋：230,000枚

表2－5－11 ポスター・標語の応募状況

区分	ポスター		標語	
	応募学校数	応募者数	応募学校数	応募者数
小学校	145	1,599	73	1,379
中学校	58	1,306	13	2,175
高等学校	5	49	0	0
合計	208	2,954	86	3,554

(4) し尿処理施設

し尿処理施設の整備及び高度処理への改善について指導するとともに、適正な維持管理の推進を図った。

浄化槽に関しては、「浄化槽法」及び「栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」に基づき、保守点検業者の立入検査及び浄化槽保守点検業者に対する講習会等を実施し、浄化槽の適正な維持管理の推進を図った。

浄化槽管理者（設置者）に対しては、法11条検査にBOD検査を導入し、検査を簡略化した栃木方式11条検査の周知を図り、適正な維持管理の推進を図る。

2 産業廃棄物

本県では、環境の保全を図り、循環型社会の形成を推進するため、産業廃棄物の適正処理対策や、下水汚泥の資源化、木材の残廃材や建設副産物の再利用など各種の施策を行っている。

(1) 産業廃棄物適正処理対策（宇都宮市分を除く。）

ア 県内に立地している事業所の立入検査

産業廃棄物の排出事業者など県内に立地している事業所を対象に672件の立入検査をし、産業廃棄物の発生状況、保管状況、処理処分及び委託の方法等について監視指導を行った。

イ 中間処理・最終処分業者の立入検査

処理業者の設置している焼却施設等の中間処理施設及び最終処分場を対象に、延べ593件の立入検査を実施し、適正な維持管理の確保について監視指導を行った。

ウ 指導状況等

排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対し1,265件の立入検査を実施し、そのうち114件の文書指導（勧告）をした他、2件の改善命令、2,461件の報告の徴収を求めた。また、15件の産業廃棄物処理業許可の取消し及び9件の産業廃棄物処理業停止を命じた。

今後も、排出事業者、処理業者双方に産業廃棄物の適正な処理、処分について指導していく。（表2-5-12、表2-5-13）

表2-5-12 産業廃棄物関係立入検査結果（14年度）

項目 報告徴収 の相手方	立入検査件数	口頭指導件数	文書指導件数
排出事業者	672	349	41
処理業者	593	163	73
計	1,265	512	114

表2-5-13 行政処分の状況（14年度）

処 分 内 容	件 数	根 拠
1 産業廃棄物管理票の使用等に関する勧告	—	法第12条の6
2 産業廃棄物収集運搬業許可申請不許可処分	6	法第14条第3項
3 産業廃棄物収集運搬業許可取消し	13	法第14条の3
4 産業廃棄物収集運搬業停止命令	7	
5 産業廃棄物処分業許可取消し	—	
6 産業廃棄物処分業停止命令	7	
7 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取消し	4	法第14条の6
8 特別管理産業廃棄物収集運搬業停止命令	2	
9 特別管理産業廃棄物処分業許可取消し	—	
10 特別管理産業廃棄物処分業停止命令	—	
11 産業廃棄物処理施設許可取消し等	—	法第15条の3第1項
12 事業者からの報告徴収	46	法第18条
13 処理業者からの報告徴収	2,415	
14 改善命令	2	法第19条の3
15 措置命令	—	法第19条の5
16 措置命令	—	法第19条の6
17 告発	2	

- (注) 1 産業廃棄物収集運搬業許可取消しを受けた業者のうち、2業者については特別管理産業廃棄物収集運搬業許可取消しを受けたため、取消しを受けた業者は15業者である。
 2 産業廃棄物収集運搬業停止命令を受けた業者のうち、1業者については、特別管理産業廃棄物収集運搬業停止命令を受け、また、6業者については産業廃棄物処分業停止命令を受けたため、停止命令を受けた業者は9業者である。
 3 処理業者からの報告徴収には、全処理業者を対象とした実績報告を含む。
 4 根拠条文は14年度当時のものである。

エ 「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」による規制・指導

産業廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図るため、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」により、産業廃棄物処理施設を設置する際の事前手続等について指導を行っている。

なお、10年6月、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に対応するとともに、法がより有効に機能するための行政指導のあり方を規定するため、指導要綱を改正した。

- 県によるあっせん制度の導入
- 専門的知識を有する者からの意見聴取手続の導入
- 設置許可必要施設の手続の簡略化

(2) 不法投棄等、不適正処理対策（宇都宮市分を除く。）

ア 市町村との連携（廃棄物監視員市町村交付金）

不法投棄、不適正処理の防止及び最終処分場の適正な維持管理を確保するため、廃棄物監視員を設置する市町村に対し、その経費の一部を補助する廃棄物監視員市町村交付金により不適正処理・処分の防止対策を講じている。15年度は、29市町に交付した。

イ 不法投棄の監視委託等

不法投棄が多発する夜間、休日の監視パトロール、ヘリコプターを利用したスカイパトロールを実施することにより、不法投棄の未然防止及び原因者の特定の円滑化を図っている。

また、13年度には、監視カメラの設置、携帯情報端末を利用して監視連携システムを導入、15年度には、GPSを利用して廃棄物処理検証システムを導入した。

ウ 東京電力株式会社との連携

東京電力株式会社栃木支店の社員が、勤務中に不法投棄等を発見した場合、隨時、県、市町村に情報提供をする協定を16年3月に締結した。

エ 栃木県環境保全対策基金の造成

産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、産業廃棄物の処理に起因する損害に対し補償を行うため、(社) 栃木県産業廃棄物協会に栃木県環境保全対策基金を造成している。

造成額（16年3月現在）約3.9億円

オ 産業廃棄物不法投棄緊急対策事業の実施

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障を除去するための基金を12年度に(社) 栃木県産業廃棄物協会に造成し、応急的緊急的措置を実施している。

造成額（16年3月現在）約1億円

(3) 資源化・再利用対策

ア 下水汚泥の資源化

下水汚泥の有効利用を促進するため、下水道資源化工場を整備し、14年10月に供用を開始した。

この工場は、県内の流域下水道及び公共下水道の終末処理場から発生する下水汚泥を集め、焼却溶融施設によりスラグを製造し、建設資材等として、有効利用するものであり、15年度から下水道管渠工事においてスラグの利用を開始した。

イ 木材の残廃材の再利用

県内の林業・木材産業が生産活動の中で発生する残廃材の再利用を促進する。

残廃材は、森林内で生産した素材（丸太）を製材品（柱、板類等）や木材チップに加工する過程で発生する鋸屑、端材等の木質系残廃材が主である。

これらの木質系残廃材については、各事業体ごとに自社及び委託により処理されており、原木市場・製材工場における主な処理・利用状況は、表2-5-14のとおりである。

なお、14年度に「栃木県木質資源循環利用推進指針」を策定し、15年度には県内をはじめとする木質資源循環利活用の先進事例を調査した事例集を作成して、主に林業・木材産業関係者を対象に普及・啓発を図ったところである。

併せて15年度からは、指針に従った木質系残廃材の循環利活用を検討する地域活動に対して、支援を行っている。

表2-5-14 原木市場・製材工場等における処理・利用状況

(単位：千m³/年)

種類	排出量	処理・利用方法						
		チップ原料	成形燃料	燃料	家畜敷料	生育基材	焼却	不明
鋸屑	24	0	1	0	19	0	1	3
樹皮	56	0	0	0	16	15	2	23
上記以外	11	6	0	0	0	0	3	2
計	91	6	1	0	35	15	6	28

(注) 1 処理・利用量が少量の項目も“0”に含まれる。

2 指針策定時のアンケート調査による推定値である。

ウ 建設副産物の再資源化

建設工事から発生するアスファルト・コンクリート塊等の建設副産物の再資源化・再利用を促進する。

14年度における栃木県内公共工事（県・市町村）の建設副産物の排出量及びリサイクル率は表2-5-15、表2-5-16のとおりである。

表2-5-15 建設副産物排出量（14年度）

		建設 発生土	コンクリート 塊	アスコン クリート塊	汚泥	木材	混合 廃棄物	その他	計
		(万m ³)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)	(万t)
公共 工事	県事業	145	11.0	25.1	0.1	0.6	0.3	0.3	37.3
	市町村事業	64	3.2	18.2	0.5	0.3	0.0	0.1	22.3
計		209	14.2	43.3	0.6	0.9	0.3	0.3	59.6

(注) 表中の建設廃棄物その他については、県事業0.266万t、市町村事業0.079万tの搬出となり、その合計は0.345万tである。

表2-5-16 建設副産物リサイクル率（14年度）

(単位：%)

		建設 発生土	コンクリート 塊	アスコン クリート塊	汚泥	木材	混合 廃棄物	その他	計
公共 工事	県事業	57.9	100.0	100.0	42.5	39.9 (78.0)	22.7	79.6	98.1
	市町村事業	41.0	100.0	100.0	38.3	34.6 (89.1)	10.6	56.6	97.6
計		52.7	100.0	100.0	39.0	38.3 (81.3)	21.1	74.6	97.9

(注) 表中の()書き数字については、焼却を含めた数値である。

(4) ダイオキシン類削減対策

栃木県環境保全資金の融資対象に産業廃棄物処理施設を追加して、処理業者が設置する焼却施設の改造等を支援している。

(5) ポリ塩化ビフェニル（P C B）対策

13年7月に「ポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を都道府県知事等に届け出るとともに、15年以内にこれを適正に処分しなければならないこととなった。

(6) 土砂等適正処理対策

建設残土等の処理に伴う有害物質の混入や無秩序な埋立て等に対する不安等から、建設残土等の土砂による埋立てについて周辺住民とのトラブルが発生していた。

このような状況を踏まえ、県民の生活の安全の確保と生活環境の保全のため、11年4月に「土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、県内における土砂等の埋立ての適正処理を推進している。

なお、県条例の規制対象面積未満（3,000m²未満）の埋立てについては47市町村が条例を制定している。

(7) 産業廃棄物関係諸団体

産業廃棄物を適正に処理するために、産業廃棄物処理業者の資質の向上、産業廃棄物に関する知識の普及・啓発並びに産業廃棄物の適正処理及び再生利用に関する調査研究、研修、情報の収集等を推進する。

これらの諸活動を主目的として、（財）栃木県環境保全公社及び（社）栃木県産業廃棄物協会が組織されており、それぞれ調査研究活動や研修会等により、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等に向けて活動を展開している。県は両団体の運営管理について適正な指導監督を行うとともに諸事業について必要な援助を行っている。